| | |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

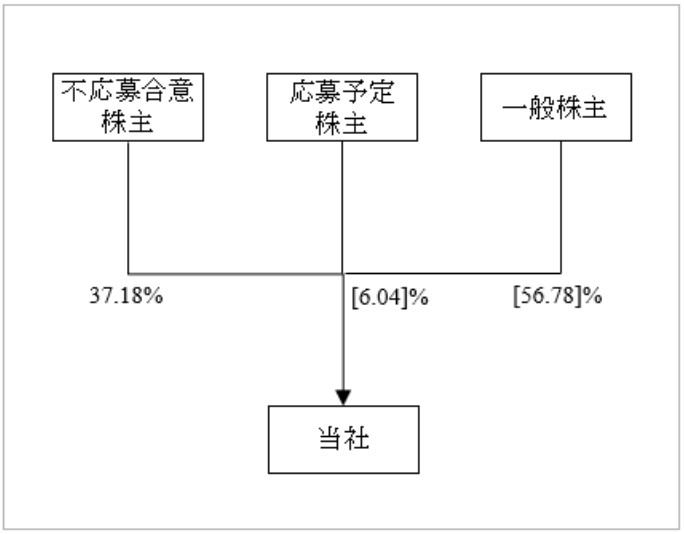
不応募合意株主
応募予定株主
一般株主
37.18%
[6.04]%
[56.78]%
当社

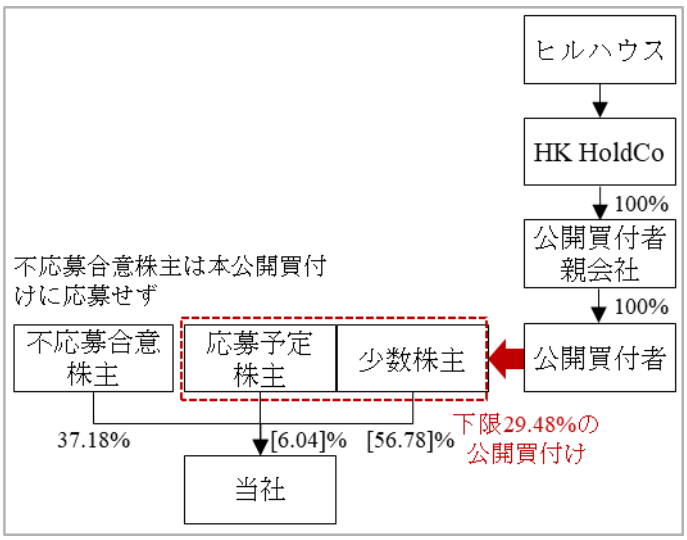
ヒルハウス
HK HoldCo
100%
公開買付者親会社
100%
公開買付者
不応募合意株主は本公開買付けに応募せず
不応募合意株主
応募予定株主
少数株主
37.18%
[6.04]%
[56.78]%
下限29.48%の公開買付け
当社

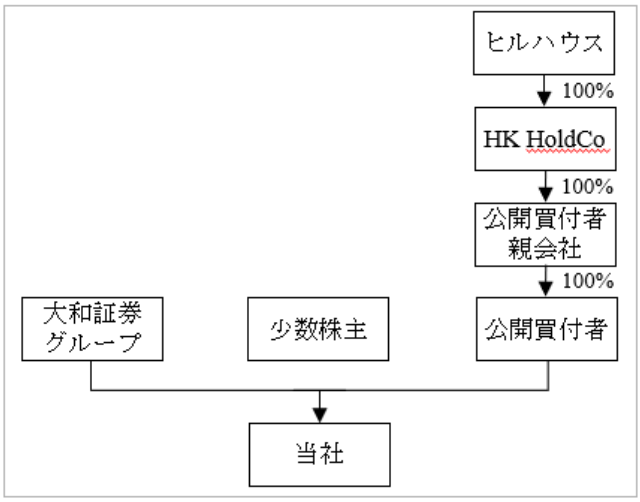
ヒルハウス
100%
HK HoldCo
100%
公開買付者
親会社
100%
大和証券
グループ
少数株主
公開買付者
当社

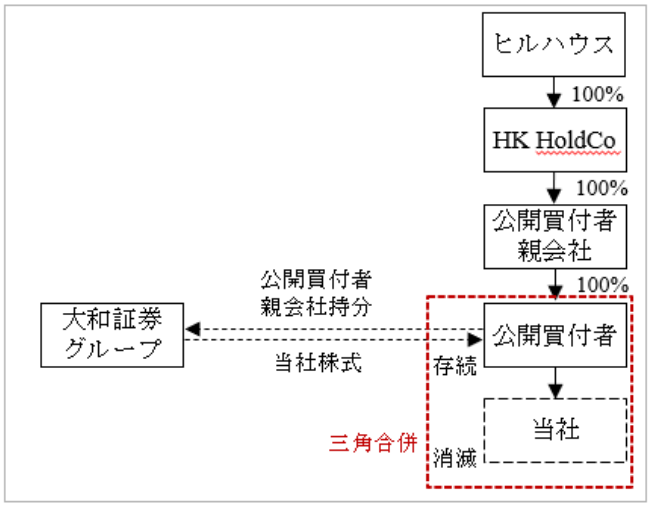
ヒルハウス
100%
HK HoldCo
100%
公開買付者
親会社
100%
公開買付者
親会社持分
大和証券
グループ
当社株式
公開買付者
存続
当社
三角合併
消滅

買付者および特別関係者の議決権比率の合計が 1/3 超である事例（対象者が買付者の連結子会社である事例等を除きます。）

2024年10月11日

各　位

会　社　名　サムティホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　小川　靖展
（東証プライム市場・コード１８７Ａ）
問合せ先　経営企画部　IR室長　定塚　泉美
電話番号　０３－５２２４－３１３９

会　社　名　Song　Bidco　合同会社
代表者名　代表社員　Song Holdings 合同会社
職務執行者　Colm John O'Connell

**Song Bidco 合同会社によるサムティホールディングス株式会社（証券コード：187A）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

Song Bidco 合同会社は、本日、サムティホールディングス株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、Song Bidco 合同会社（公開買付者）が、サムティホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30 条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

・2024 年10月11日付「サムティホールディングス株式会社（証券コード：187A）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

・2024年10月11日付「ヒルハウスがサムティホールディングスの公開買付けを発表」

2024年10月11日

各　位

会社名　　Song Bidco合同会社
代表者名　代表社員　Song Holdings合同会社
職務執行者　Colm John O’Connell

**サムティホールディングス株式会社（証券コード：187A）の株式に対する**
**公開買付けの開始に関するお知らせ**

Song Bidco 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しているサムティホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23 年法律第25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本公開買付けの内容

(1)　対象者の名称
サムティホールディングス株式会社

(2)　買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3)　買付け等の期間
2024年10月15日(火曜日)から2024年11月26日(火曜日)まで（30営業日）

(4)　買付け等の価格
普通株式１株につき金3,300円

(5)　買付予定の株券等の数
買付予定数　　32,230,399株
買付予定数の下限　15,127,400株
買付予定数の上限　－株

(6)　決済の開始日
2024年12月　　買付予定数　　1

（以下「公開買付者親会社」といいます。）によって所有されております。なお、本日現在、ヒルハウス、HK HoldCo、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ヒルハウスは、2005 年に設立され、企業及び経営陣との長期的な提携に特化したグローバルなオルタナティブ投資運用会社です。ヒルハウスは、約 20 年に及ぶ経験を経て、上場株式、プライベート・エクイティ（買収、ベンチャー・キャピタル、成長戦略を含みます。）、プライベートクレジット、リアルアセット等にわたる幅広い投資戦略を展開し、大規模なオルタナティブ資産運用会社に成長しました。ヒルハウスは、ヘルスケア、ビジネス・サービス、コンシューマー、インダストリアルセクターに属する持続可能で先進的な企業との提携を目指し、業界をリードすることを目指しています。ヒルハウスは、シンガポールで設立され、世界各地の拠点において、18 カ国以上における合計 450 人超の投資及び事業運営に精通したプロフェッショナルからなる国際的なチームが、非営利財団、寄附金、年金基金を含むグローバルな機関投資家の資本を運用しております。

ヒルハウスは、2020 年にヒルハウスの広範なプラットフォームを補完することを目的として、Rava Partners と呼ばれる不動産を軸とした投資戦略（以下「Rava Partners」といいます。）をその現シニアマネジメントとともに立ち上げました。Rava Partners は、アジア太平洋地域の新しい経済を支える物理的なインフラを構築するために、ビジネスリーダーと提携し、リアルアセットに投資しております。Rava Partnersは、アジア経済の成長分野である、教育、物流・インダストリアル、ライフサイエンス・ヘルスケア、デジタルインフラストラクチャーその他のアセット分野において、企業の成長を支えております。Rava Partners は立上げから現在までに、Rava Partners 及びヒルハウスが運営するファンドを代表して、16 社の不動産会社に対し、合計 35 億米ドル以上を投資した実績を有しております。

今般、HK HoldCo は、本日、対象者との間で Capital and Business Alliance Agreement を締結し、当該契約に基づき、(i)公開買付者が、対象者株式を対象とした本公開買付けを実施すること、及び(ii)本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）を実施することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の第３位株主である森山茂氏（以下「森山氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式（所有株式：1,376,572 株、所有割合（注１）：2.68％）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、第６位株主である有限会社剛ビル（以下「剛ビル」といいます。）との間で、その所有する対象者株式（所有株式：1,220,000 株、所有割合：2.38％）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、第９位株主である江口和志氏（以下「江口氏」といい、森山氏、剛ビル及び江口氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式（所有株式：504,524 株、所有割合：0.98％）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、それぞれ締結し、各応募予定株主が所有する対象者株式の全て（合計所有株式：3,101,096 株、所有割合の合計：6.04％）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

また、公開買付者は、本日付で、対象者の筆頭株主である株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ」といいます。）（所有株式：17,828,612 株、所有割合：34.75％）及び第５位株主である大和ＰＩパートナーズ株式会社（以下「大和ＰＩ」といいます。）（所有株式：1,250,000 株、所有割合：2.44％）（以下、大和証券グループ及び大和ＰＩを総称して「不応募合意株主」といいます。）との間で Non-Tender Cooperation Agreement を締結し、各不応募合意株主が所有する対象者株式の全て（合計所有株式：19,078,612 株、所有割合の合計：37.18％。以下、総称して「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、及び、本株式併合（下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で定義します。以下同じです。）の効力発生後に、公開買付者と対象者との間で本三角合併（以下に定義します。）を実施することを合意しております。

加えて、公開買付者は、大和証券グループとの間で、本株式併合の効力発生後に、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結することを予定しております。

（注１）　「所有割合」とは、対象者が 2024 年 10 月 11 日に公表した「2024 年 12 月期　第三四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2024 年８月 31 日現在の発行済株式総数（51,309,061 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（50 株）を控除した株式数である 51,309,011 株に対する割合（少数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、15,127,400 株（所有割合：29.48%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（15,127,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（15,127,400 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（15,127,400 株）は、対象者決算短信に記載された 2024 年８月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（51,309,061 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（50 株）を控除した株式数（51,309,011 株）に係る議決権数（513,090 個）に３分の２を乗じた数（342,060 個）（小数点以下を切り上げしております。）から、本不応募合意株式数（19,078,612 株）に係る議決権数（190,786 個）を控除した議決権数（151,274 個）に、単元株式数である 100 株を乗じた株式数（15,127,400 株）に設定しております。

かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者に対し、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 309 条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、当該手続が確実に実行可能となるよう、本公開買付け成立後において公開買付者が所有する対象者の議決権の数並びに本不応募合意株式に係る対象者の議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の数の３分の２超となるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者親会社から最大 110,000,000 千円の資金の提供（以下「本親会社出資」といいます。）を受けることにより賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済開始日の前営業日までに本親会社出資を受けることを予定しております。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合に対象者が行う本株式併合を通じて、対象者の株主を公開買付者及び大和証券グループのみ（注２）とすること、及び③本株式併合の効力発生を条件として、公開買付者を吸収合併存続会社とし、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこと（なお、対象者の株主である大和証券グループは、かかる吸収合併の対価として、公開買付者親会社の持分を取得する予定です。かかる吸収合併を以下「本三角合併」といいます。）から構成されます。

（注２）　本公開買付けの成立後、本株式併合の実施前に、大和ＰＩは、その所有する対象者株式の全て（所有株式：1,250,000 株、所有割合：2.44%）を完全親会社である大和証券グループに譲渡する予定です。その結果、本株式併合の実施時点においては、大和証券グループが本不応募合意株式の全て（合計所有株式：19,078,612 株、所有割合の合計：37.18%）を所有することになります。

大和証券グループは、対象者との資本関係を継続し、対象者の企業価値の最大化を図る観点から、本公開買付け成立後も継続して対象者の運営に関与する予定であり、本取引後においては、公開買付者親会社の持分を所有することが予定されています。そのため、本三角合併は、大和証券グループが公開買付者親会社の持分を取得することを目的として実施されるものとなります。また、本三角合併の合併比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性（法第 27 条の２第３項）の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を上回らない価格で評価し、その結果、本三角合併後の大和証券グループの公開買付者親会社における持分比率は、本株式併合の実施直前における大和証券グループの対象者における所有割合を超えない割合とする予定です。

３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「２．本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び大和証券グループのみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を 2025 年１月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日（本日現在において、2024 年 12 月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です（なお、本日現在未定ですが、公開買付期間中に基準日設定公告が行われる可能性もあります。）。対象者が 2024 年 10 月 11 日付で公表した「Song Bidco 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主（注３）は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

（注３）　本公開買付けの成立後、本株式併合の実施前に、大和ＰＩは、その所有する対象者株式の全て（所有株式：1,250,000 株、所有割合：2.44％）を完全親会社である大和証券グループに譲渡する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者

との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の４及び第 182 条の５その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、その所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員並びに対象者の完全子会社であるサムティ株式会社の執行役員（以下「本執行役員」といいます。）に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により本譲渡制限付株式の割当者の有する本譲渡制限付株式が１株に満たない端数のみとなる場合に限ります。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（ただし、株式の併合の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、対象者の取締役会の決議により、2024 年６月（本執行役員については 2024 年３月）から当該承認の日（以下「スクイーズアウト承認日」といいます。）を含む月までの月数を 10（本執行役員については 13）で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とします。）に、スクイーズアウト承認日において本譲渡制限付株式の割当者が所有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本譲渡制限付株式について、株式の併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するとされ、(b)上記(a)に規定する場合には、対象者は、当該株式の併合の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全てを無償で取得するとされております。本株式併合の手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

なお、本株式併合が 2025 年３月 31 日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本株式併合が完了していることを条件として、2024 年 12 月期に係る 2025 年３月下旬開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することのできる株主を、本株式併合完了後の株主のみとするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の 2024 年 12 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家

にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、公開買付者は、上記「２．本公開買付けの概要」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施した後に本三角合併を実施することを予定しております。

４．上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けに係る手続が完了した時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

以　上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準とは必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条（e）又は第 14 条（d）及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者（affiliate）を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-５（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

]d

https://www.daiwa-grp.jp/